

令和5年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和5年5月30日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	4 番	尾 関 俊 治
副 議 長	9 番	安 田 敏 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第1号）

令和5年5月30日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第1号報告 専決処分の報告について
- 日程第6 第2号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 第3号報告 建設改良費繰越計算書（水道事業）の報告について
- 日程第8 第4号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について
- 日程第9 第33号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第10 第34号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第11 第35号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 日程第12 第36号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第13 第37号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第14 第38号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第15 第39号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第40号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 第41号議案 笠松町交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 第42号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について

- 日程第19 第43号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 第44号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 第45号議案 令和5年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

開会 午前10時00分

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和5年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（尾関俊治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 川 島 功 士 議員

9番 安 田 敏 雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（尾関俊治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの11日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（尾関俊治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、1点報告させていただきます。

監査委員より、令和4年度2月分、3月分及び4月分、令和5年度4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（尾関俊治君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、第3水源地2号取水ポンプ更新工事1件。以上1件であります。契約金額、契約の相手方、工期、工事内容等詳細につきましては、お手元の議案資料1ページをお目通しください。以上であります。

○議長（尾関俊治君） 以上、御了承願います。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（尾関俊治君） 日程第４、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について、変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

日程第５ 第１号報告から日程第８ 第４号報告及び日程第９ 第33号議案から日程第21
第45号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第５、第１号報告から日程第８、第４号報告までの４報告及び日程第９、第33号議案から日程第21、第45号議案の13議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日、提出させていただきました案件は、専決処分の報告ほか３件の報告案件４件、専決処分の承認３件、笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意１件、羽島郡二町教育委員会委員の任命同意１件、笠松町農業委員会委員の任命同意１件、笠松町税条例の一部を改正する条例ほか２件の条例案件３件、令和５年度笠松町一般会計ほか３件の補正予算４件、以上報告を含め17件であります。

このうち、議案書の25ページの第36号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の高橋近韋氏の任期３年が令和５年７月20日をもって満了することに伴い、引き続き高橋氏を同委員に選任するため、町議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書26ページをお開きください。

第37号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意につきましては、羽島郡二町教育委員会の岩井弘榮氏 ―― こちら笠松町の担当になりますが ―― の任期４年が令和５年７月24日をもって満了することに伴い、岩井氏を引き続き同委員に任命するため、町議会の同意を求めるものであります。

また、議案書の27ページの第38号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意につきましては、農業委員会委員の任期3年が令和5年7月31日をもって満了することに伴い、新たに農業委員の推薦、募集を実施したところ、推薦、応募のあった15人の候補者について、議会の同意を得て任命するものであります。

そのほかの案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（尾関俊治君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

そのほかの議案について御説明申し上げます。

まず1ページをお開きください。

第1号報告 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をしましたので、これを報告するものであります。

令和5年3月31日に専決しました財物事故に係る損害賠償の額についてであります。

2ページに相手方が書いてございますが、羽島市在住の女性でありまして、事故の概要は、令和5年1月13日に笠松町円城寺地内の町道、堤防上の道路ですが、ここを先ほどの女性が自動車で走行中、路肩の段差部分、具体的には路肩にできたアスファルト舗装と土の部分の境にできた穴ですね。ここにタイヤを落とし、自動車前輪が損傷したものであります。町側の損害賠償額は1万5,675円で、示談の成立日は令和5年3月31日であります。

責任割合は当方が50%、相手方が50%であります。財源につきましては、全額全国町村会の総合賠償補償保険で対応させていただきました。

続きまして、3ページをお開きください。

第2号報告 繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。

繰越しの内訳が4ページから5ページにわたって掲載してあります。まちづくり事業で笠松競馬場女性雇用促進施設建設工事請負費ほか8事業でありまして、事業費8,208万円のうち、6,819万1,000円を令和5年度に繰り越しさせていただきました。後ほどお目通し願います。

議案の6ページをお開きください。

第3号報告 建設改良費繰越計算書（水道事業）の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、これを報告するものであります。

繰越しの内訳でございますが、下水道工事に伴う配水管・配水補助管布設替え事業で1億2,209万円のうち、7,413万2,200円を令和5年度に繰り越しました。

以上で3号報告を終わります。8ページの第4号報告、建設改良費繰越計算書、こちらは

下水道事業の報告についてであります。

こちらでも地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、これを報告するものであります。

繰越しの内訳でございますが、松枝処理分区管渠埋設事業の令和4年度予算計上額の2億6,421万5,000円のうち、令和5年度へ8,526万3,700円を繰り越しさせていただきました。

繰越額の財源内訳については、9ページの計算書のとおりであります。後ほどお目通しください。

続きまして、10ページの第33号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

議案資料の2ページ、3ページと4ページですが、そちらに改正の概要をまとめさせていただいておりますので、併せて御覧いただくと分かりやすいかと思います。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、固定資産税、個人町民税、軽自動車税に係る所要の規定整備を行ったものであります。

まず固定資産税ですが、大きく2つの改正がございます。1つはそこがございますように、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額の軽減措置を創設したもので、令和5年、令和6年度に大規模改修工事を行った場合に、わがまち特例として課税標準額を3分の1減額する規定を創設するものであります。

もう一つは、令和3年度改正における附則第64条の関係ですが、新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額の特例の適用が令和4年度までであったため、これを削る改正を規定するものであります。

それから個人町民税ですが、こちらは3つの改正がございます。

1つは、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例期限の延長で、令和6年度までとしていた適用期限を令和9年度までの3か年延長するものであります。2つ目は、優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例期限の延長をするものであります。

今の優良住宅の関係でございますが、令和5年度までとしていた適用期限を令和8年度までの3年間延長するものであります。

3つ目は、4ページの新旧対照表のほうに書いてございますが、給与所得に係る特別徴収税額の納入書の新設であります。納入書への地方税統一QRコードの表記による様式に変更するという改正であります。

それから法人町民税ですが、議案資料の4ページの下の方ですが、法人町民税に係る納付書の新設を行います。

それから軽自動車ですが、3つの改正がありますが、軽自動車税の環境性能割の非課税規定を削除するものであります。

令和元年の10月から自動車取得税に代わるということでこの制度が変わったということを感じてみえると思うんですが、この関係で0%から3%まで取得の9割に課税されるわけですが、この関係の改正を行うもので、令和元年10月1日から令和3年12月31日に取得が行われた法第451条第1項1号に該当する軽自動車税の環境性能割の非課税規定を削除するものであります。

それから同じく環境性能割の臨時的軽減措置の規定を削除するもので、第81条の4及び先ほどの規定の適用に該当する軽自動車税の環境性能割の特例で100分の1としていた税率は、特例を外して100分の2とする改正を行ったものであります。

それから軽自動車税の種別割、今までの軽自動車税ですが、このグリーン化特例の適用期限の延長であります。

令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のガソリン軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、適用期限を乗用車の初年度登録は、これまでの令和5年3月31日から令和8年3月31日まで3年間延長します。

それからもう一つは、令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の特例については、適用期限を営業用乗用車の初年度登録に、これまでの令和5年3月31日から令和7年3月31日まで2年間延長するという改正を行っております。

それからたばこ税ですが、新旧対照表の5ページにありますように、たばこ税に係る納付書の新設を行います。

そのほか地方税法の改正に伴う引用条文及び字句等、所要の規定整備を行っております。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

15ページの第34号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得者に係る保険税軽減措置の拡充を図るため、所要の規定整備を行ったものであります。

また、雇用保険法施行規則の一部改正により、失業認定等の雇用保険関係の手続がマイナンバーカードの提示と受給資格通知の交付によっても可能とする見直しがされたことに伴い、雇用保険受給資格者証のほか、雇用保険受給資格通知を非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減対象者を把握するための確認書類とするものであります。

そのほか引用している法令規定の適正化を図るため、字句等の所要の規定整備を行っております。

内容としては、国民健康保険税について、後期高齢者支援金と課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行うもので、資料の12ページの第2条のところにありますように、後期高齢者支援金等課税額、現行の「20万円」を「22万円」に引き上げます。

それから同じく軽減判定所得のほうは、5割軽減のところの23条の2号のところですが、「28万5,000円」を「29万円」に引上げ、2割軽減のほうは、3号のところですが、「52万円」を「53万5,000円」に引き上げる改正を行うものであります。

先ほどマイナンバーカードの話をちらっとしましたが、特例対象被保険者等に係る課税特例及び申告についてであります。議案資料の13ページの下の方にありますが、24条の2第2項中、「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を、「又は雇用保険受給資格通知」と改正するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

続きまして、議案の18ページをお開きください。

第35号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

4月24日に専決をさせていただきました。補正額は7,765万8,000円であります。

歳出の23ページをお開きいただきたいと思います。

今回、大きく4つの内容の補正をさせていただきました。うち3事業は国の事業に係るものであります。

23ページの第2款 総務費、第2項 企画費、第5目 マイナポイント推進事業費であります。第2弾のマイナポイント付与の申請期限が令和5年5月末からさらに9月まで延長されたことに伴い、各施設や申請窓口を設置するリーフレット作成経費及び申請支援窓口に必要な経費が発生することにより、所要の経費を合計で226万6,000円補正させていただきました。

消耗品費は用紙、文具、プリンター等であります。印刷製本費はリーフレット等であります。委託料はマイナポイント支援員の派遣委託料でございます。一応145日分を追加させていただきました。それから使用料及び賃借料は事務機器使用料で、端末の6か月分の使用料であります。全額国のマイナンバーカード交付事務費補助金を充てさせていただきました。

それから第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費で補正を行っております。こちらはエネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯、具体的には住民税非課税世帯及び家計急変世帯で、この世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給するため、所要の経費を合計で6,372万7,000円計上しております。

事務の手順としては確認書を送付させていただきまして、その返信を受け、給付するという流れになります。

支給対象世帯は令和5年度分の住民税非課税世帯で1,950世帯を見込んでおります。令和5年6月1日時点の住民基本台帳に登録されている方であります。また、家計急変世帯は一応50世帯を見込んでおります。

職員手当等は時間外勤務手当、消耗品費は事務用品、印刷製本費は通信用の封筒代、それから通信運搬費は、先ほど申しあげました郵送のための費用です。それから手数料は口座振替手数料であります。委託料は情報センター委託料で、システム対応経費で99万円、それと人材派遣委託料で105万4,000円を計上させていただきました。一応1日6時間2人体制で37日分の受付業務体制を整えております。それから負担金については緊急支援給付金で6,000万円を計上しております。1世帯当たり3万円の先ほど申しあげた2,000世帯分であります。

財源につきましては、全額国庫の地方創生臨時交付金であります。

それから第2項の児童福祉費、第1目 児童措置費であります。こちらも同じようなことでありまして、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給するため、必要経費を合計で971万7,000円計上しております。

なお、独り親世帯は県が直接支給することになっております。主に令和4年度の住民税非課税世帯が対象となります。令和4年度同給付金の受給者に対しては、プッシュ型の給付の予定であります。

なお、令和5年1月以降の家計急変者に対しては、申請により支給させていただく制度となっております。こちらも職員手当等と同じような計上をしております。児童1人当たり5万円の支給となります。180人の900万円の給付金を予定しております。全額国庫補助金で対応させていただきます。

それから第9款の教育費のところですが、これだけは町単の補正であります。第1項 教育総務費、第1目 教育総務費であります。名鉄笠松駅前のロータリーと駅の東側の横断歩道の警備委託を今年度から行っておりますが、この専決では、午前・午後の笠松駅前ロータリー及び午前の笠松駅東側横断歩道の安全確保業務の警備委託について、6月6日から9月29日までの57日分の委託料194万8,000円を計上したものであります。

ちょっと説明がごちゃごちゃになっちゃったんですが、この場所で警備員が立つというのは、多分古い議員さんだと覚えてみえると思うんですが、中学校が笠松中学校に統合したときの条件で、駅前の2か所で、もっとたくさんあったんですが、堤防を下りたところとか、最終的にはこの2か所が残っているんですが、非常に交通環境が悪いということで横断歩道の補助員を立てていました。

なかなか事業者が受けていただけないもので転々と変わっていたんですが、今年度からはシルバー人材センターに委託予定でしたが、人が集まらないということで駄目になっちゃいまして、担当課のほうで急遽ガードマンの会社に委託しました。それで、現在は当初予算の範囲で

民間委託会社に委託しておりまして、これが4月7日から6月7日分でありまして、この補正では57日分の追加をしたものであります。

それで、民間の警備会社は、最低でも半日単位の契約しか受けてくれませんので、午前業務は笠松駅前のロータリーと東側横断歩道に7時から8時半まで1時間半立っていただいて、あとの残りは中央公民館の資源ごみステーションの分別作業に2時間半当たっていただいております。午後は笠松駅前ロータリーに1人だけ4時間立っていただいております。

それで、9月29日分までしか予算確保されていけませんので、再度予算の確保が必要ですが、特に東側は交通環境が悪い状態でありまして、関係機関と協議中でありまして、決定次第また9月に追加分を提案させていただく予定ですので、その節はよろしくお願いいたします。

今回の補正の歳入であります、22ページの繰越金ですが、今回の増額補正に伴い不足する財源に前年度繰越金を充てるため、194万8,000円増額補正をさせていただいております。

それから飛びまして、29ページの第39号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案資料の18ページを併せて御覧いただくと分かりやすいかと思います。

地方税法等の一部を改正する法律や、それから地方税法施行令の一部を改正する政令等がそれぞれ令和5年3月31日に公布されましたので、個人町民税と軽自動車税について所要の規定整備を行うものであります。

まず個人町民税ですが、2つの改正を行っております。

1つは、森林環境税の導入であります。

令和6年度から個人町民税均等割と併せて1人当たり1,000円を徴収する改正であります。

これは、既に平成31年の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されていましたが、今回、森林環境税の賦課徴収についてを規定し、個人の町民税の納付通知書、給与所得に係る個人の町民税の特例徴収通知書及び公的年金に係る個人の町民税の特別徴収通知書に森林環境税額を含む規定をするとともに、そのほか森林環境税導入に関する規定整備を行うものであります。

それから給与所得者の扶養親族等記載事項の簡素化であります、現在、扶養親族等の申告書を給与支払い者を經由して申告しているところではありますが、所得税と同様にその申告書に記載すべき事項に前年提出した申告書に異動がない場合に、その旨の記載に変えることができるようにするものであります。

続いて軽自動車税ですが、3つの改正を行っております。

1つは、軽自動車税種別割のミニカー区分において、3輪以上の特定小型原動機付自動車、電動キックボードですが、これを除外するものであります。今までミニカーでこの電動キックボードを規定されれば年間3,700円、原付で認定されれば2,000円の額でしたが、今後は原付の

2,000円に統一されるというものであります。

それから軽自動車税環境性能割の燃費・排ガス不正車の再発防止策として課税の特例を見直すもので、一部のメーカーによる燃費に係る不正行為がありましたが、再発防止策の強化のために燃費・排ガス不正車の不正行為により生じた軽自動車税環境性能割と、次のページの種別割ですね。こちらの改正で、納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、加算割合を現行の10%から35%に引き上げるものであります。

そのほか地方税法等の改正に伴う引用条文及び字句等の所要の規定整備を行っております。

施行期日は、令和5年7月1日で、7月1日に適用なのは、先ほどのキックボードの改正でありまして、それから附則のところに書いてあります第36条の3の2の云々と書いてありますが、給与所得者の扶養親族等記載の簡素化については令和7年1月1日、それ以外は全て令和6年1月1日が適用日であります。

続いて、33ページをお開きください。

第40号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険第1号保険料の減免について、令和4年度分で国の財政支援が終了となりますが、令和4年度末に資格を取得したことによる令和4年度相当分の保険料であって、令和5年4月以降の期間に納期が到来する保険料については令和5年度に減免を行うため、その所要の改正を行うものであります。

改正条項は資料の26ページで確認いただきたいと思います。対象となる保険料は令和3年度分及び令和4年分でしたが、改正後は令和5年度分、令和4年度に資格を取得したことにより、令和5年度に賦課された介護保険料に限るとするものであります。

この減免に要する費用につきましては、特別調整交付金にて国から財政支援がなされる予定であります。

申請期限につきましては、要綱にて規定を予定しておりますが、改正前は令和5年3月31日であったものを、改正後は令和5年11月30日とする予定であります。

施行期日は公布の日で、ただし、適用は令和5年4月1日となります。

議案の34ページをお開きください。

第41号議案であります。笠松町交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましては、全協で企画部長のほうから説明をさせていただいておりますが、総合会館はもともと社会教育施設ではなかったのですが、この笠松中央公民館、松枝公民館のコミュニティセンター化に伴い、各種委員会で説明をした際に、下羽栗地域にも同様の施設が必要である旨の意見に基づきまして内部で検討した結果、総合会館についてもコミュニティセンタ

一の条例で一本化したほうが住民の皆さんには分かりやすいとの判断で、今回所要の改正を行うもので、内容としては、資料の27ページにありますように、第2条の施設名称、位置のところに総合交流センター、笠松町中野229番地を追加するものであります。

施行期日は、令和5年10月1日で、この条例と併せまして、旧条例の廃止として笠松町総合会館条例は廃止するものであります。

また、あわせて公告式条例、それから非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例、それから公共施設の共通使用手続に関する条例を改正するものであります。

37ページをお開きください。

第42号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正額は7,522万9,000円であります。

まず今回の一般会計の補正予算では、令和5年4月1日付の職員異動に伴う人件費の減額補正を合計で1,413万3,000円を行っております。

一般会計につきましては、職員の昇格による増額要因はあるものの、退職者による職員数の減、具体的には116人から111人に一般会計のほうになりましたが、この給料等の人件費が減額となるものであります。

なお、全会計における職員数は2役を含め5人減の124人で、合計では1,820万5,000円の人件費の減額となっております。

以下、歳出の科目ごとに説明をさせていただきます。人件費につきましては、省略させていただきます。

43ページですが、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費ですが、人件費は説明しないと言いましたが、ここだけはちょっとさせていただきますと、例年は予期せぬ退職に備えて数人分の会計年度任用職員の関係諸費をここで予算計上していますが、派遣業務にてその分を対応したため、不用分をまず会計年度任用職員で642万2,000円減額しております。

それから第5目の町民バス運行費ですが、令和5年10月より3つの施設名称が交流センターへ変更されることに伴う、バス社内の音声案内の更新に係る手数料を13万2,000円増額しております。

それから44ページの第2項 企画費、第1目 企画総務費ですが、こちらは、エネルギーや食料品価格等高騰の影響を受けた生活者に対する支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただき、地域住民の家計支援と地域経済の活性化を図ることを目的とする笠松応援割引クーポンの発行による経費を合計で3,886万1,000円計上させていただきました。

テークアウトの回を入れますと、これで4回目のクーポン券の発行となります。対象者は7月20日現在で笠松町に住民登録をしている方。それで、7月20日以降の転入者は、11月末まで

月末に抽出してその都度郵送させていただく予定です。

配付につきましては、7月末より約9,300世帯に順次郵送予定であります。利用期限は令和6年1月31日までとしております。

補正の内訳としましては、報償費につきましては、今回もこの事業に対するアンケートを公式LINEにて実施する予定で、抽せんで20名の方に500円のクオカードを送るための経費を報償費で1万1,000円計上しております。

それから消耗品費につきましては、タックシール、プリントトナー代、印刷製本費につきましてはオリジナルの封筒、それから通信運搬費につきましては、クーポンの郵送費とアンケート謝礼の郵送費であります。

それで、そのほかの事業につきましては、商工会へクーポン事業補助金として3,772万5,000円を予定しております。

前回と同じような感じですが、クーポン券は各世帯に500円券の10枚つづりを配付して、利用可能な店で支払いの2分の1に充てることができるというクーポンの内容であります。前回の利用率は73%でありましたが、一応予算上は今回75%の利用率を予定しております。

財源であります、全体の3,886万1,000円のうち、国の補助金を3,710万円充てております。

それから第4項の戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費ですが、こちらは、昨年度末の退職者の増や本年度の育児休業等取得者の状況から職員数の確保が困難となりまして、住民課窓口業務の一部をパートタイム、1日6時間の人材派遣により対応する当初予算措置をさせていただいていたところではありますが、フルタイム1日7.75時間の人材派遣委託に変更して、さらなる窓口体制の充実を図るために185万7,000円増額するものであります。

45ページの第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費であります、こちらもエネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、低所得者世帯、住民税非課税世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、世帯に3万円を支給する事業を専決、先ほど説明しましたが、この支給に当たりまして、パソコン機器使用料を36万3,000円追加するものであります。

それから社協への補助金、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の繰出金を増額しておりますが、こちらは、補助金、繰出金は職員異動等に伴い増額するものであります。

それから第4目の障害福祉費であります、こちらも先ほど来の事業でありまして、障害福祉サービスの受給者が年々増加している中、サービスの報酬改定が令和6年度に予定されており、国保連合会審査では網羅できないエラーチェック及び集計機能を備えたシステムを導入し、給付費の適正化及び障害福祉業務の効率化を図るため、給付管理システム使用料を42万3,000円補正するものであります。

今回の補正は8か月分を計上しておりますが、現在、障害福祉の関係のシステムですが、管

理しかできませんが、先ほど言いましたような新たな機能を付加するというもので、エラーチェック、集計等をするシステムを追加するものであります。

先ほど来人の話が出ていますが、4月の異動では職員の手配というか、追加をここで子ども課のほうにできませんでしたので、このシステムを追加して、少しだけでも人の働き方がカバーできるのではないかという意味でこのシステムを導入させていただきました。

それから第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費で3つの補正を行っております。

1つは、多子世帯の経済負担軽減を図るため、第2子以降出産の場合、1人につき10万円を支給するものであります。

これは岐阜県の事業でありまして、事業費を、ちょっと分かりづらいんですが、1,005万1,000円を全体で計上しております。100%県の補助金であります。

対象者は令和5年4月1日以降に第2子以降の子を出産した母またはその配偶者で、出生日にその子と同一住所を有する方でありまして、申請型の補助金となります。

同じようにこちらの制度も職員の時間外とか封筒、それから補助金を計上しておりまして、補助金につきましては、出産祝い金ということで10万円、100人分を見込んでおります。全額県の補助金で対応します。

それからこれも県事業でして、高校進学や就職等の準備費用に対する経済的負担軽減を図るため、中学3年生の生徒1人につき3万円を支給するものであります。

対象者は平成20年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方で、令和5年9月30日現在、笠松町に住民登録がある児童を監護し生計を同じくする保護者で、こちらは基本的にはプッシュ型の支給となります。

こちらも事務費を計上しておりまして、支援金のほうは1人当たり3万円で210人を見込んでおります。630万円を計上しております。全額県の補助金であります。

それから3つ目の関係ですが、令和3年度の子育て世帯臨時特別支援事業補助金ですが、こちらは世帯に10万円を配るという事業ですが、事業費が確定しましたので、返還金を602万6,000円計上しております。

それから46ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費ですが、こちらは、令和3年度母子保健衛生費国庫補助金の精算により返還金を45万1,000円計上していますが、これは産後ケア事業とか、産後健診事業が見込みより利用が少なかったため、返還金を計上しているものであります。

それから第2目の予防費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響を受けている医療・介護サービス事業者等の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、支援する経費を計454万2,000円計上しております。前回もこのような制度を設けましたが、前回の2分の1の交付額の予定で

あります。

内容としては通信運搬費で、これは郵送代ですが1万7,000円。それから医療、訪問介護事業所、介護、障害の96事業所を予定しております。全額の国の交付金を予定しております。

それから47ページの第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費ですが、こちらは町単の事業でありまして、寄附により取得した道路用地における道路拡幅工事に要する費用を計上しております。152万6,000円であります。

まず、上柳川町下本町1号線で施工延長は17メートルのものと、それから門前町天王町1号線、延長が30メートルのこの2か所を予定しております。

それから第2項 道路橋梁費、第3目 交通安全対策費ですが、先ほど条例の改正のところでありましたが、公民館等の名称変更に伴う案内標識の表示変更に要する工事請負費を合計で384万5,000円計上しております。道路標識が8基で、その他看板類が12枚の予定であります。

それから第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費であります。48ページです。

こちらは、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響に伴い、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍している児童・生徒の保護者、町内在住者に限りませんが、この経済的負担を軽減するため、学校給食費の3か月分を支援するため、学校給食費支援給付金を金額的には26万1,000円計上するものであります。

支援額はその後、学校給食費で出てきますが、町立の小・中と同額であります。小学校部が12名、中学校部が6名であります。財源につきましては、国の交付金を予定しております。

それから第2項 小学校費、第1目 学校管理費ですが、教室に設置の教師が授業で使用するタブレットパソコンですが、5年リース契約により更新するため、パソコン機器使用料を172万9,000円、小学校のほうでは計上しております。

当初予算では故障した分だけ15台分を予算計上しておりましたが、今回、全て小学校では55台を更新するということでこの補正額を計上しております。電子黒板導入時に導入したもので、能力的に不具合が出ているとの校長会からの町長への要請がありまして、今回補正するものであります。

それからもう一つ、備品購入とか工事の補正がございますが、こちらは下羽栗小学校2年、3年生の4クラス分の既設ロッカー及び掃除道具入れの老朽化に伴い、既設ロッカー等を撤去し、購入するロッカー等の据付け後の復旧工事をするための経費を、今回県補助金の内示がございましたので、676万3,000円計上するものでございます。

工事請負費につきましては既設ロッカー等の撤去工事で、こちらは補助対象外で町単の事業です。それから備品購入費の管理用器具ですが、2分の1が県の補助金で4クラス分の購入を予定しております。

それから第3項 中学校費、第1目 学校管理費ですが、こちらも先ほどの小学校と同じように教室に設置の教師が授業で使用するタブレットパソコンを5年リース契約により更新するため、機器使用料を97万5,000円計上しております。こちらも当初4台見ておりましたが、全26台あるんですが、更新するために追加するものであります。

それから49ページの第4項 社会教育費、第2目 公民館費ですが、こちらも中央公民館及び松枝公民館について、令和5年10月からコミセン化するため名称が変更となりますので、建物及び看板の類いの修繕料を17万8,000円計上するものであります。

それから3目の総合会館費ですが、こちらはもともとコミセンですが、名称変更になりますので、2万2,000円の修繕料を計上しております。

それから第5項 保健体育費、第4目 学校給食費ですが、食材価格等の高騰により、賄材料費を681万3,000円増額する補正を行っております。

財源としましては、児童・生徒分の価格高騰分については、一般財源により負担し、それから教諭とか給食センターの職員の分の価格高騰分については、交付金対象とならないため、歳入における給食費負担金を増額します。取りあえず一般財源で補正をしますが、ほかの事業で地方創生臨時交付金が浮いてきた場合はこちらで精算するものであります。

なお、これに加えて、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、地方創生臨時交付金を活用し、町立の小・中学校に通う児童・生徒の7、8月分、9月分、10月分、3期分の学校給食費を無償化するため、41ページの歳入のところですが、12款の分担金及び負担金の負担金の学校給食費負担金を3か月分減額します。児童・生徒分が2,312万9,000円減額で、先ほど言いました先生とセンターの職員分が44万5,000円増額で、差引き2,268万4,000円の減額の補正をいたします。

以上が歳出でございまして、今回の増額補正に伴い不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を1,375万円、42ページのところで増額させていただいております。

50ページをお開きください。

第43号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は42万円であります。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の増額でございまして、これを一般会計繰越金を増額して賄うといった補正内容ですので、そのほか省略します。

それから53ページの第44号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、166万4,000円の増額補正であります。

こちらも人件費絡みですが、人事異動に伴い、介護担当に配属される一般職員が1名減となったため、会計年度任用職員1名を雇用したことと等による所要の補正を行ったもので、財源

につきましては、一般会計の繰入金を増額するものであります。

最後に57ページの45号議案ですが、令和5年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

資本的収入補正額を5万円減額する補正であります。補正後の歳入歳出予算額は15億4,738万円であります。

59ページの資本的収入の国庫補助金と公共下水道事業債を変更しておりますが、社会資本総合交付金の内示率が100%でなかったため、国庫補助金が減額となり、それに伴い起債借入額を増額するという内容でございまして、59ページの国庫補助金のところを1,555万円減額して、公共下水道事業債を1,550万円の増額としております。

5万円の差は、起債は10万円単位でしか借入れできないため、こういった不一致となっているものであります。

以上が今回提案させていただく内容ですので、よろしく審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。明5月31日から6月5日までの6日間は、議案精読のため休会とし、6月6日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明5月31日から6月5日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（尾関俊治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時07分